

## 京都市商店街等キャッシュレス・DXチャレンジ支援事業補助金 交付申請書

(宛先) 京 都 市 長	令和 6 年 ○月 ○日
申請団体の主たる事務所の所在地 〒(○○○-○○○○) 京都市中京区○○町○○番地	申請団体の名称及び代表者名  ○○組合 理事長 京都 太郎  電話 (○○○)○○○-○○○○

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

### 記

申請団体概要	名称及び代表者名称 ○○組合 理事長 京都 太郎 設立年月日 ○年 ○月 ○日 申請時の構成員数 ○○ 名（4名以下の場合…設立時の構成員数 名）
構成員の主な業種 (該当する主なもの1つに○)	1. 商店会 2. 農林漁業 3. 製造業 4. 卸売業 5. 小売業 6. 宿泊業 7. 飲食サービス業 8. 生活関連サービス業、娯楽業 9. 複合サービス事業 10. サービス業（他に分類されないもの） 11. その他（ ）
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 定款又は会則 <input checked="" type="checkbox"/> 銀行口座の通帳の写し （申請団体と同一名義の口座で、口座の開設日、金融機関名、口座名義、口座番号が確認できるもの） <input checked="" type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める書類

### 連絡先・書類送付先

(注) 申請者と異なる住所に書類送付を希望される場合は、御記入ください。

担当者氏名	京都 花子	電話番号	(○○○)○○○-○○○○
メールアドレス	○○○○○@○○○○○		
交付決定通知等の書類送付先	住 所：〒(○○○-○○○○) 京都市○○区○○町○○番地 氏 名：京都 花子 送付先について、上記申請者住所以外を希望される場合は、記載ください。		

2回目の申請の場合は、2回目に申請する事業区分についてのみ記載ください。  
(同じ区分を2回申請することは不可)

## 1 事業計画

事業名称	商店街活動におけるデジタル化に関する研修及びデジタルを活用した情報発信事業
事業実施期間	令和 6年 10月 1日 ~ 令和 7年 1月 31日
事業区分	<p>※以下の区分ごとにそれぞれ1回ずつ申請可能です(一度に両方選択することも可。)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 専門家による研修事業</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業、事業のデジタル化・オンライン化及び消費者向けの普及・周知・PR事業</p> <p>研修事業及びそれ以外の事業を同時に計画している場合は、両方を選択ください。 (同じ区分を2回申請することは不可)</p>
事業の目的・概要	<p>(キャッシュレス化又はデジタル化の普及・促進に資する取組に限ります。)</p> <p>商店街でデジタルを活用することによる今後の事業の効率化、誘客促進および売上向上を目的に、その第1段階として、組合員を対象とした専門家による研修会を実施。その後、実践として、情報発信ツールを構築し、情報発信を行う。</p> <p>【事業実施期間】 令和6年10月1日～令和7年1月31日</p> <p>【内容】</p> <p>① デジタル化に関する研修会(令和6年10月1日～同年10月30日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化に関する概要・最近の動向</li> <li>デジタルを活用することによるメリットや課題</li> <li>デジタル化の事例や、導入の流れ</li> </ul> <p>② 情報発信ツールの構築(令和6年11月1日～令和7年1月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報発信ツールの立ち上げ</li> <li>上記ツールを活用した情報発信</li> </ul> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組合員店舗でのデジタル化に関する取組の実施意向50%(組合員店舗へのヒアリングによる)</li> <li>組合員店舗売上前年同月比10%増(組合員店舗へのヒアリングによる)</li> <li>情報発信のデジタル化による広告印刷費用10%削減</li> </ul>

## 2 事業経費

※実施しない事業区分の欄は、空欄で結構です。

※税抜き金額で記載(消費税は補助対象外です)

2回目の申請の場合は、1回目の事業区分についても記載ください。

(1) 事業区分「専門家による研修事業」に係る事業経費

(単位:円)

項目	支出先(予定)	税抜き金額
(デジタル化に関する研修事業)		
講師謝金	〇〇会社	50,000円
研修資料印刷製本費	〇〇会社	50,000円
会場代	△△会館	100,000円
会場設備代(音響設備等)	△△会館	30,000円
合計	(A)	230,000円

(2) 事業区分「キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業」「事業のデジタル化・オンライン化」「消費者向けの普及・周知・PR事業」に係る事業経費

(単位:円)

項目	支出先(予定)	税抜き金額
(情報発信ツールの構築)		
情報発信ツール導入費	〇〇会社	100,000円
広告費用	〇〇会社	200,000円
合計	(A')	300,000円

2回目の申請の場合は、1回目の事業区分についても記載ください。

### 3 収入（国、府、他団体等からの補助金がある場合のみ記入）

本補助金に申請されている事業（取組）で、重複して他の補助金を申請されている場合に、補助金交付（予定）額を記入してください。**本補助金の申請内容以外の事業（取組）で他の補助金を申請されている場合は、記入不要**です。

※実施しない事業区分の欄は、空欄で結構です。

※事業区分ごとの補助金の額が不明な場合は、全額（B'）に記載してください。ただし、その場合の（B'）が（A'）を上回るときは、その上回る額を（B）に記載してください。

#### (1) 事業区分「専門家による研修事業」に係る他の補助金

補助金名	補助金交付(予定)額
〇〇補助金	50,000円
	円
合計	(B) 50,000円

#### (2) 事業区分「キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業」「事業のデジタル化・オンライン化」「消費者向けの普及・周知・PR事業」に係る他の補助金

補助金名	補助金交付(予定)額
△△補助金	100,000円
	円
合計	(B') 100,000円

**【注意】**・特定の事業を補助するものではない、給付金額は除きます。

- ・同一の補助事業（取組）について、国や府の補助金と重複して本補助金を申請される場合には、補助金の受取額の合計が事業費総額を上回ることはないよう、御注意ください。

2回目の申請の場合は、1回目の事業区分についても記載ください。

### 4 補助申請額 【注意】(A)(A')(B)(B')(C)(C')(D)(D')(E)は千円未満の端数は切り捨てず、補助申請額欄に記載の際に千円未満を切り捨てて記載してください。

#### (1) 事業区分「専門家による研修事業」

(A) 230,000円	－	(B) 50,000円	=	(C) 180,000円
(C) 180,000円	×	補助率 2/3	=	(D) 120,000円 上限額 300,000円

#### (2) 事業区分「キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業」「事業のデジタル化・オンライン化」「消費者向けの普及・周知・PR事業」

(A') 300,000円	－	(B') 100,000円	=	(C') 200,000円
(C') 200,000円	×	補助率 1/2	=	(D') 100,000円 上限額 1,000,000円

(3) (1) と (2) の合計

$$\boxed{(D) \ 120,000\text{円}} + \boxed{(D') \ 100,000\text{円}} = \boxed{(E) \ 220,000\text{円}} \\ \text{上限額 1,000,000 円}$$

## 5 補助申請額

$$\boxed{(E) \ 220,000\text{円}} - \boxed{\text{既に交付決定を受けた額} \ 0\text{円}} = \boxed{(F) \ 220,000\text{円}} \\ \text{税抜き、千円未満切り捨て}$$

(京都市記入欄)

2回目の申請の場合に、1回目の申請で交付決定を受けた額を記載ください。

以下のとおり申告します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

- 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）ではありません。
- 申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- 申請者は、京都市税の滞納はありません。
- 申請者は、併給禁止の条件のある他の補助金を受給していません。
- 同一内容で国や府等に同様の補助金を申請する場合は、本補助金の補助申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。また、国や府等への申請情報の照会に同意します。
- その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市商店街等キャッシュレス・DXチャレンジ支援事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。
- 申請時に提出した書類一式について、返還（コピーの送付を含む）を求めません。
- 本補助金に申請する事業は、申請する商店会や団体等の全体の活性化に寄与する事業です。会員から疑義が出た場合は、求めに応じ、本事業を実施することとした機関決定に係る資料（理事会資料、議事録等）を提出します。
- 京都市商店街等キャッシュレス・DXチャレンジ支援事業補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合、記載事項が虚偽であった場合又は上記の申告に虚偽があった場合は、補助金を一括返還します。

全ての項目を確認して☐にレ点を入れてください。  
全ての項目に☑がないと申請できません。

団体等名

代表者(職)・氏名

〇〇組合

理事長 京都 太郎